

愛知県ヨット連盟規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この団体は、愛知県ヨット連盟（以下「本連盟」）という。

(事務所)

第2条 本連盟は、主たる事務所を愛知県内に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本連盟は、セーリングスポーツにかかる活動に関して、加盟会員と関係諸機関との連絡調整や、会員相互の親睦を図るとともに、愛知県内のセーリングスポーツを親しむ人達に対し、セーリングスポーツに参加する機会の提供、また継続的な活動を行うための支援に関する事業等を行い、セーリングスポーツの普及・振興と、安全知識の普及に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本連盟は、第3条の目的を達成するために、次のことを行う。

- (1) セーリング大会に関して愛知県を代表する選手及び役員の選定並びに派遣に関すること
- (2) セーリングの普及・振興に関すること
- (3) セーリング選手の育成・強化に関すること
- (4) セーリング指導者等の育成、支援に関すること
- (5) セーリング競技会の企画、立案、運営に関すること
- (6) セーリングスポーツに関する情報の伝達に関すること
- (7) 海事安全普及に関すること
- (8) その他本連盟の目的を達成するために必要なこと

第3章 会員

(会員)

第5条 本連盟の会員は、次に掲げるとおりとする。

(1) 正会員

愛知県内に所在するヨットクラブで本連盟の目的に賛同する団体

(2) 準会員

本連盟の目的に賛同する個人または(1)に掲げる以外の団体

(入会)

第6条 本連盟に入会を希望する団体は、別に定める手続きに従い申請し、理事会の承認を得なければならない。

2 理事会は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事会は、入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって申請した団体に、その

旨を通知しなければならない。

4 個人の準会員の入会の手続きは別に定める。

(入会金と会費)

第7条 会員は、代議員会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第8条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 団体会員の場合は、その団体が消滅したとき。
- (3) 個人会員の場合は、その個人が死亡したとき。
- (4) 正当な理由がなく会費を1年以上滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。

(退会)

第9条 正会員は、別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名・処分)

第10条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、代議員会の議決により、これを除名又は処分することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この規約に定める事項その他代議員会の決議事項を遵守しないとき。
- (2) 法令違反その他本連盟の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為があった時。

(抛出金品の不返還)

第11条 既に納入した入会金・会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 本連盟に次の役員を置く。

会長	1名
理事長	1名
副理事長	1名以上2名以下
理事(理事長及び副理事長を含む)	5名以上20名以下
監事	1名以上2名以下

(役員の選任等)

第13条 会長は、理事会が推薦し、代議員会の議決により選任する。

- 2 理事及び監事は、代議員会の議決により選任する。
- 3 理事長及び副理事長は、理事の互選により選任する。
- 4 監事は、理事を兼ねることができない。

- 5 役員のうちには、それぞれ役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。

(役員職務)

第14条 会長は本連盟を代表する。

- 2 理事長は会務を統括・執行する。
- 3 副理事長は理事長を補佐して業務を掌理し、理事長があらかじめ理事会の議決を経て定めた順序により、事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。
- 4 理事は、理事会を構成し、この規約の定め及び理事会の議決に基づき、本連盟の業務の執行を決定する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) 本連盟の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、本連盟の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは規約に違反する重大な事実があることを発見した場合は、これを代議員会または会長に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、代議員会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又は本連盟の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(役員任期等)

第15条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、前2項の規定にかかわらず、後任者が選任されていない場合に限り、任期の末日後、最初の代議員会が終結するまで、その任期を伸長する。

(役員欠員補充)

第16条 理事または監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞無くこれを補充しなければならない。

(役員解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、代議員会の議決により、その役員を解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(役員報酬等)

第18条 役員に報酬は支払わない。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前項に関し必要な規程は、代議員会の議決により別に定める。

(事務局)

第19条 本連盟に、事務局長及び事務局員を置くことができる。

- 2 事務局長及び事務局員は理事会が任免する。

(副会長・名誉会長・相談役・顧問)

第20条 本連盟に、副会長、名誉会長、相談役及び顧問を置くことができる。

- 2 副会長及び名誉会長は、理事会の議決により、会長が任命する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長が事故あるときはこれを代行する。
- 4 相談役は、本連盟の役職経験者の中から、理事会の議決により、会長が任命する。
- 5 顧問は、学識経験者の中から、理事会の議決により、会長が任命する。
- 6 名誉会長、相談役及び顧問は、本連盟の活動に関し、会長の求めに応じ、必要に応じて会議に出席し、理事会への助言を行うものとする。
- 7 名誉会長、相談役、顧問に関するその他の必要事項は、理事会において定める。

第5章 代議員会

(代議員会の種別)

第21条 本連盟の代議員会は、通常代議員会及び臨時代議員会の2種とする。

(代議員会の構成)

第22条 代議員会は、正会員である団体がその構成員の中から選出した代議員をもって構成する。

- 2 前項で選出する代議員は、日本セーリング連盟会員であることを要件とする。

(代議員会の権能)

第23条 代議員会は、本連盟の運営に関する次の事項を議決する。

- (1) 規約の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び決算
- (6) 役員を選任又は解任、及び職務
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第52条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) その他運営に関する重要事項

(代議員会の開催)

第24条 通常代議員会は、毎事業年度1回開催する。

- 2 臨時代議員会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 代議員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(代議員会の招集)

第25条 代議員会は前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時代議員会を招集しなければならない。
- 3 代議員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を示した書面又は電磁的方法により、少なくとも10日前までに通知しなければならない。
- 4 理事長は、会議の開催に代えて、審議事項の概要を記した書面を代議員に送付しその意見を徴し又は賛否を問うことができ、代議員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときに限り、その結果をもって代議員会で可決の決議があったものとみなすことができる。

(代議員会の議長)

第26条 代議員会の議長は、その代議員会において、出席した代議員の中から選出する。

(代議員会の定足数)

第27条 代議員会は代議員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(代議員会の議決)

第28条 代議員会における議決事項は、第25条第3項の規定によりあらかじめ通知した事項とする。

- 2 代議員会の議事は、規約に規定するもののほか、出席した代議員の過半数をもって決し、可非同数のときは、議長の決するところによる。

(代議員会の議決権)

第29条 各代議員の議決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のために代議員会に出席できない代議員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって議決し、もしくは他の代議員を代理人として議決を委任することができる。
- 3 前項の規定により議決した代議員は、第27条、第28条第2項、第30条第1項2号、第53条の適用については、代議員会に出席したものとみなす。
- 4 代議員会の議決について、特別の利害関係を有する代議員は、その議事の議決に加わることができない。

(代議員会の議事録)

第30条 代議員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 代議員総数及び出席者数（書面議決者又は議決委任者がある場合にあっては、その数を付記

すること)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第6章 理事会

(理事会の構成)

第31条 理事会は理事によって構成する。ただし会議には監事も出席する。

(理事会の権能)

第32条 理事会は、この規約で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 代議員会に付議すべき事項

(2) 代議員会に議決した事項の執行に関する事項

(3) その他代議員会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第33条 理事会は、次の各号に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の2分の1以上から、会議の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

(3) 第14条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。理事長は前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。理事会を招集するときは、会議の日時、場所目的及び審議事項を示した書面により、少なくとも10日前までに通知しなければならない。

2 理事長は、会議の開催に代えて、審議事項の概要を記した書面を理事に送付しその意見を徴し又は賛否を問うことができ、理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときに限り、その結果をもって理事会で可決の決議があったものとみなすことができる。

(理事会の議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の定足数)

第36条 理事会は定数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(理事会の議決)

第37条 理事会における議決事項は、第34条第1項の規定によりあらかじめ通知した事項とす

る。

- 2 理事会の議事は、出席した理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の議決権等)

第38条 各理事の議決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のために理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって議決し、もしくは他の理事を代理人として議決を委任することができる。
- 3 前項の規定により議決した理事は、前条及び次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事に加わることができない。

(理事会の議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面議決者にあつては、その旨を付記すること)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長のほか、会議に出席した理事のうちから、当該会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

第7章 委員会

(設置)

第40条 理事会は、本連盟の事業の円滑且つ効率的な執行のために、必要に応じて委員会を設置することができる。

- 2 委員会の担当業務は、理事会が別途定める。

(委員長・副委員長・委員の選出)

第41条 委員長は、理事会で選出する。

- 2 各委員会の副委員長、及び委員は委員長が選出承認し、理事会に報告する。

(任期)

第42条 委員長、副委員長、及び委員の任期は、役員に準ずる。

(義務と権利)

第43条 委員長は、事業年度の最初の理事会で委員会の年度活動計画を報告し、承認を受ける。

- 2 委員長は、担当業務の執行状況を適宜理事会に報告する。
- 3 委員長は、事業年度の最後の理事会で委員会の年度活動実績見込みを報告し、承認を受ける。
- 4 各委員長は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

5 委員会には、関係者を出席させ、意見を述べさせることができる。

第8章 資産及び会計

(資産の構成)

第44条 本連盟の資産は、次の各号に掲げるもので構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生ずる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第45条 本連盟の資産は、理事長が管理し、その管理の方法は、代議員会の議決を経て、理事会が別に定める。

(事業計画及び予算)

第46条 本連盟の事業計画は理事長が、これに伴う予算は会計担当理事が作成し、代議員会において議決を得なければならない。

(暫定予算)

第47条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会計担当理事は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第48条 予備超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を得なければならない。

(予算の追加及び更正)

第49条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、代議員会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第50条 本連盟の事業報告書は理事長が、決算報告書及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに会計担当理事が作成し、監事の監査を受け、代議員会において議決を得なければならない。

2 決算上剰余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第51条 本連盟の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第52条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、代議員会の議決を得なければならない。

第9章 規約の変更、解散及び合併

(規約の変更)

第53条 本連盟が規約を変更しようとするときは、代議員会に出席した代議員の4分の3以上の多数による議決を得なければならない。

(解散)

第54条 本連盟は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 代議員会の決議

(2) 正会員の欠亡

(3) 合併

2 前項第1号の事由により解散するときは、代議員総数の4分の3以上の多数による議決を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第55条 本連盟が解散(合併による解散を除く)したときに残存する財産は、解散時の代議員会において議決された者に譲渡するものとする。

(合併)

第56条 本連盟が合併しようとするときは、代議員会において代議員総数の4分の3以上の多数による議決を得なければならない。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第57条 本連盟の公告は本連盟のホームページに掲示する。

第11章 雑則

(細則)

第58条 この規約の施行に関し必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附則

第1条 本規約に定めのない事項については適時、代議員会又は理事会において審議、決定する。

第2条 本規約の施行は昭和55年4月1日とする。

改訂 平成2年4月1日

平成29年4月1日

平成31年4月1日

令和2年4月1日

令和6年1月20日代議員会議決（令和6年6月1日施行）